

25 障第 479 号
平成 25 年 7 月 11 日

障害福祉サービス事業所等設置法人等の代表者 様

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例における
県独自基準に係る解釈について

愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年愛媛県条例第 55 号。以下「条例」という。）については、平成 25 年 4 月 1 日に施行されたところですが、このうち、非常災害対策に係る規定については、県において独自の基準を追加して定めています。

これらの趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりですので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 非常災害対策（条例第 8 条関係）

(1) 趣旨

療養介護事業者は、非常災害に際して必要な事業所防災計画の策定と掲示、関係機関への通報及び関係機関との連携体制の整備、避難、救出等訓練の実施、避難生活のための生活物資の備蓄等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。

(2) 内容及び留意事項

ア 条例第 8 条第 1 項

「事業所防災計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に定める消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合において、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の規定により防火管理者を置くこととされている療養介護事業者にあつては、その者に行わせるものとし、防火管理者を置かなくてもよいこととされている療養介護事業者にあつては防火管理の責任者を定め、その者に消防計画の策定等の業務を行わせるものとする。

事業所防災計画は、事業所内の見やすい場所に掲示し、職員及び利用者の防災意識の向上及び非常災害時の円滑な避難行動等に役立てるものとする。ただし、事業所内に事業所防災計画全てを掲示することが困難である場合は、事業所防災計画の概要を掲示することとして差し支えない。

イ 条例第8条第2項

火災や地震等の災害発生時に、地域の消防機関、地元自治体等へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防機関や地域住民、地元自治体等との連携を図り、災害発生時に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。

また、災害発生時に円滑な避難行動等が行えるよう、日頃から同項に規定する体制を職員及び利用者に周知するとともに避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

なお、災害発生時において職員による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間等様々な状況を想定し、事業所の実情を踏まえた訓練の実施を図ること。

ウ 条例第8条第3項

事業所防災計画は、条例第8条第2項の訓練の結果に基づき内容の検証を行うとともに、事業所の周辺地域の環境、立地条件の変化等も踏まえ、必要に応じて見直しを行い、実効性のあるものとしておくこと。

エ 条例第8条第4項

非常災害の発生によりライフラインや避難経路が寸断される事態が想定されることから、療養介護事業所において利用者及び従業者が当面の間、避難生活をするができるよう生活物資の備蓄の確保に努めることとしたものである。

そのため、当該療養介護事業所に備蓄する品目及び量については、当該療養介護事業所の立地条件や利用者及び職員の人数、利用者の障害の特性などに照らし合わせて検討を行い、当該療養介護事業者の状況に見合った備蓄の確保に努めていただきたい。

なお、中央防災会議の作業部会がまとめた南海トラフ巨大地震対策の最終報告においては、家庭において必要とされる備蓄を1週間分以上としていることも参考とされたい。

2 準用

条例第8条の規定は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型に準用されるものであることから、それらの条項の趣旨等については、1を参照されたい。